

# 令和2年度奈良県工賃（賃金）実績報告について

## 1. 報告対象事業所及び施設

就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所

<備考>

### ①令和2年度新設事業所

- ・ 指定月から年度末までの工賃（賃金）実績を報告してください。ただし、令和3年3月2日以降に事業を開始した事業所（事業実績が1ヵ月に満たない事業所）は報告の対象外です。

### ②令和2年度中に休止・廃止を行った事業所

- ・ 事業を実施していた月までの工賃（賃金）実績について報告してください。

### ③令和2年度に利用者がいなかった事業所

- ・ 実績 0での報告が必要です。

## 2. 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのものをいいます。なお、記載する工賃（賃金）額は、社会保険料や食事代実費等を控除する前の額となります。

## 3. 報告様式

### (1) 様式1、様式2（必須）

(2) 様式3（任意）※県障害福祉課ホームページに日額実績の掲載も希望する場合のみ提出

<備考>

- ・ 就労継続支援 A 型事業所については、雇用型と非雇用型に分けて報告書を作成してください。（雇用契約を締結している利用者の実績は「雇用型」、雇用契約を締結していない利用者の実績は「非雇用型」に分けて記載してください。）

- ・ ファイル名は「施設種別・雇用型/非雇用型の別・事業所名」としてください。

例) 「就労 A 雇用（事業所名）」「就労 A 非雇用（事業所名）」「就労 B（事業所名）」

### 【参考】

様式1 = 月額実績      工賃（賃金）支払総額 ÷ 各月毎の支払対象者数の年間計

様式2 = 時間額実績    工賃（賃金）支払総額 ÷ 支払対象者に係る就労総時間

様式3 = 日額実績      工賃（賃金）支払総額 ÷ 支払対象者に係る就労総日数

## 4. 対象期間

令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）

## 5. 記載方法について

- ①法人番号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、国税庁長官に指定された法人番号を記載してください。
- ②法人名：法人名を記載してください。
- ③事業所名：事業所名を記載してください。
- ④定員：令和3年3月31日時点の定員を記載してください。
- ⑤対象者延人数：令和2年度の各月の工賃（賃金）支払対象者の延人数を記載してください。  
（例）定員50人：4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人  
→ 支払対象者延人数は584人となります。
- ⑥賃金支払総額：令和2年度1年間に工賃（賃金）として支払った総額を記載してください。※月額と時間額の工賃（賃金）支払総額は同じ数字が入ります。
- ⑦賃金平均額：自動計算となっております。
- ⑧対象者延人数：令和2年度の各時間に工賃（賃金）の支払対象者の延人数を記載してください。
- ⑨賃金支払総額：令和2年度1年間に工賃（賃金）として支払った総額を記載してください。※月額と時間額の工賃（賃金）支払総額は同じ数字が入ります。
- ⑩賃金平均額：自動計算となっております。
- ⑪新設：令和2年度に新設した事業所は○印を記載してください。
- ⑫備考：休止は備考欄に時点を記載し対象外とする。多機能型事業所等に移行した場合はその旨記載してください。
- ⑬実施状況：令和2年度において、農福連携に係る生産活動を実施していれば、○印を記載してください。
- ⑭新規実施：「⑬実施状況」で○印を記載した事業所で、令和2年度において、農福連携に係る生産活動を新たに開始した場合は、○印を記載してください。
- ⑮収入の割合（％）：「⑬実施状況」で○印を記載した場合、全体の就労支援事業収入のうち、農福連携に係る就労支援事業収入の割合（％）を記載してください。
- ⑯実施状況：令和3年3月31日時点の運営規程において在宅で実施する訓練及び支援内容が明記されていれば、○印を記載してください。
- ⑰利用者の割合（％）：「⑯実施状況」で○印を記載した場合、令和3年3月の実利用者数に占める、常時（利用日数のうち概ね6割程度以上）在宅で実施する訓練及び支援を受けている実利用者数の割合を記載してください。

## 6. その他留意事項

- ・報告様式への記入（人員、工賃の算定方法等）については、記入例を参照してください。
- ※ 例年、様式2（時間額）の記入誤りが多いため、特に注意してください。

- ・月の途中から利用を開始した者、月の途中で利用を終了した者における当該月の工賃（賃金は、工賃（賃金）実績から除外してください。なお、新規利用者や「体調等の理由により、月に数回しか通所できない利用者」を実績から除外することはできません。
- ・例えば、4月の就労実績により5月に工賃（賃金）を支払った場合は、4月の欄に4月の就労実績と5月に支払った4月分の工賃（賃金）月額を記載してください。
- ・多機能型事業所については、それぞれの事業毎に報告書を作成してください。ただし、生活介護等、実績報告の対象となっていない事業については計上する必要はありません。
- ・従たる事業所を運営している事業所は、主たる事業所と従たる事業所を一体にした形で報告書を作成してください。
- ・作成にあたっては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の「3 工賃（賃金）実績報告について」をご参照ください。

## **7. 提出先**

奈良市福祉部障がい福祉課指定係（jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp）へメールにて提出してください。

## **8. 提出期限**

**令和3年7月26日（月）〈必着〉**